

# I 調査の概要

## I 調査の目的

社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

## II 調査の範囲

調査の範囲は、次のとおりとする。

### 1 社会教育行政調査

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会（特別区教育委員会、教育事務組合、広域連合及び共同設置の教育委員会を含む。以下同じ。）

### 2 公民館調査

(1) 社会教育法第21条の規定に基づき設置された公民館

(2) 社会教育法第42条に規定する公民館類似施設のうち、市町村が設置した施設で市町村教育委員会が所管するもの

### 3 図書館調査

(1) 図書館法第2条に規定する図書館

(2) 図書館法第29条に規定する図書館同種施設のうち地方公共団体が設置したもの

### 4 博物館調査

(1) 博物館法第2条に規定する博物館

(2) 博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設

(3) 博物館と同種の事業を行い、博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設と同等以上の規模の施設

### 5 青少年教育施設調査

青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、あわせてその施設を青少年の利用に供する目的で、地方公共団体又は独立行政法人が設置した社会教育施設

### 6 女性教育施設調査

女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、あわせてその施設を女性の利用に供する目的で、地方公共団体、独立行政法人又は一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人が設置した社会教育施設

### 7 体育施設調査

一般の利用に供する目的で地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置した体育館、水泳プール及び運動場等のスポーツ施設

### 8 劇場、音楽堂等調査

地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する劇場、音楽堂等（劇場、音楽堂、文化会館、市民会館、文化センター等）で座席数300以上のホールを有するもの

### 9 生涯学習センター調査

地域における生涯学習を推進するための中心機関として地方公共団体が設置した施設

## III 調査事項

### 1 社会教育行政調査

(1) 教育委員会事務局の社会教育関係職員に関する事項

(2) 社会教育委員等に関する事項

(3) 社会教育関連事業の実施状況

### 2 公民館調査

(1) 名称及び所在地

(2) 施設の種別

(3) 設置者及び管理者に関する事項

(4) 職員に関する事項

(5) 施設・設備に関する事項

- (6) 事業実施に関する状況
- (7) 施設の利用状況
- (8) ボランティア活動に関する事項
- (9) 公民館運営審議会等の設置状況
- (10) 運営状況に関する評価の実施状況
- (11) 耐震診断の実施状況

### 3 図書館調査

- (1) 名称及び所在地
- (2) 本館又は分館の別
- (3) 設置者及び管理者に関する事項
- (4) 職員に関する事項
- (5) 施設・設備に関する事項
- (6) 事業実施に関する事項
- (7) 施設の利用状況
- (8) ボランティア活動に関する事項
- (9) 図書館協議会等の設置状況
- (10) 運営状況に関する評価の実施状況

### 4 博物館調査

- (1) 名称及び所在地
- (2) 博物館の種別
- (3) 設置者及び管理者に関する事項
- (4) 職員に関する事項
- (5) 施設・設備に関する事項
- (6) 事業実施に関する事項
- (7) 施設の利用状況
- (8) ボランティア活動に関する事項
- (9) 博物館協議会等の設置状況
- (10) 運営状況に関する評価の実施状況

### 5 青少年教育施設調査

- (1) 名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 設置者及び管理者に関する事項
- (4) 職員に関する事項
- (5) 施設・設備に関する事項
- (6) 事業実施に関する事項
- (7) 施設の利用状況
- (8) ボランティア活動に関する事項
- (9) 運営状況に関する評価の実施状況

### 6 女性教育施設調査

- (1) 名称及び所在地
- (2) 設置者及び管理者に関する事項
- (3) 職員に関する事項
- (4) 施設・設備に関する事項
- (5) 事業実施に関する事項
- (6) 施設の利用状況
- (7) ボランティア活動に関する事項
- (8) 運営状況に関する評価の実施状況

### 7 体育施設調査

- (1) 名称及び所在地
- (2) 設置者及び管理者に関する事項
- (3) 施設の種別
- (4) 職員に関する事項
- (5) 施設・設備に関する事項
- (6) 事業実施に関する事項
- (7) 施設の利用状況
- (8) ボランティア活動に関する事項
- (9) 運営状況に関する評価の実施状況

- 8 劇場、音楽堂等調査
  - (1) 名称及び所在地
  - (2) 設置者及び管理者の別
  - (3) 職員に関する事項
  - (4) 施設・設備に関する事項
  - (5) 事業実施に関する事項
  - (6) 施設の利用状況
  - (7) ボランティア活動に関する事項
  - (8) 運営状況に関する評価の実施状況

- 9 生涯学習センター調査
  - (1) 名称及び所在地
  - (2) 設置者及び管理者の別
  - (3) 職員に関する事項
  - (4) 施設・設備に関する事項
  - (5) 事業実施に関する事項
  - (6) 施設の利用状況
  - (7) ボランティア活動に関する事項
  - (8) 運営状況に関する評価の実施状況

IV 調査の実施時期  
調査の実施時期は、平成27年10月1日現在とする。

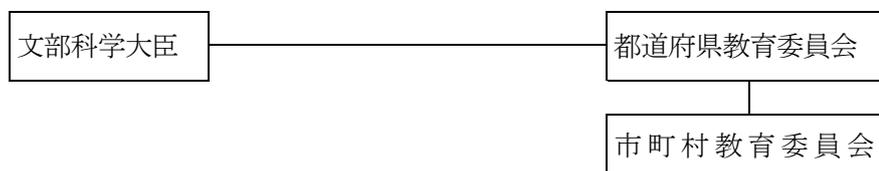
V 調査の方法

- 1 調査の報告義務者は次のとおりとする。
  - (1) 公民館調査……………(ア) 市町村立及び私立の公民館の長  
(イ) 市町村立の公民館類似施設の長
  - (2) 図書館調査……………(ア) 都道府県立、市町村立及び私立の図書館の長  
(イ) 都道府県立及び市町村立の図書館同種施設の長
  - (3) 博物館調査……………(ア) 国立及び独立行政法人立（国立大学法人及び大学共同利用機関法人を含む）の博物館相当施設及び博物館類似施設の長  
(イ) 都道府県立、市町村立及び私立の博物館、博物館相当施設及び博物館類似施設（都道府県（市町村）が設立団体である地方独立行政法人が設置する博物館相当施設及び博物館類似施設を含む）の長
  - (4) 青少年教育施設調査……都道府県立、市町村立及び独立行政法人立の青少年教育施設の長
  - (5) 女性教育施設調査……都道府県立、市町村立、独立行政法人立及び私立の女性教育施設の長
  - (6) 体育施設調査……………都道府県立、市町村立、独立行政法人立及び私立の体育施設の長
  - (7) 劇場、音楽堂等調査……都道府県立、市町村立、独立行政法人立及び私立の劇場、音楽堂等の長
  - (8) 生涯学習センター調査…都道府県立及び市町村立の生涯学習センターの長

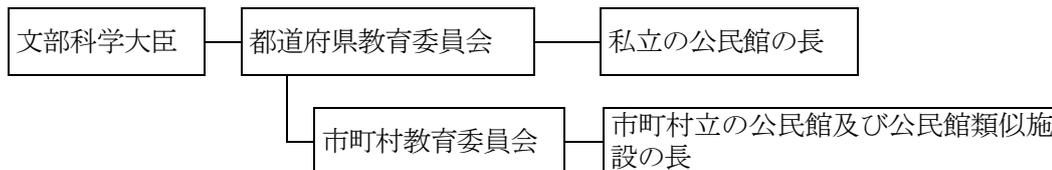
- 2 地方公共団体の長又は教育委員会が作成する調査票は次のとおりとする。
  - (1) 社会教育行政調査票……………(ア) 都道府県教育委員会  
(イ) 市町村教育委員会
  - (2) 体育施設調査票……………施設の長が置かれていない場合に限り、当該施設を設置する地方公共団体の長又は教育委員会

3 調査票の配布及び収集の系統は、次のとおりとする。

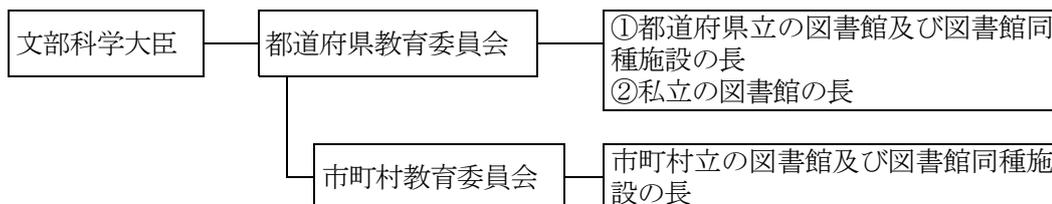
- (1) 社会教育行政調査票



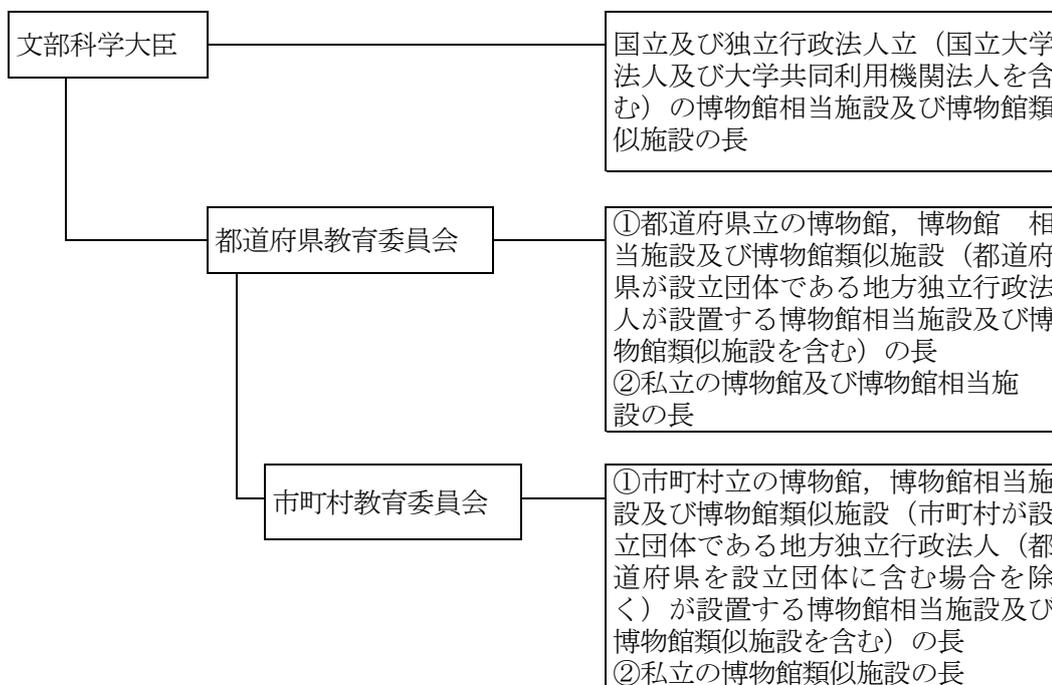
(2) 公民館調査票



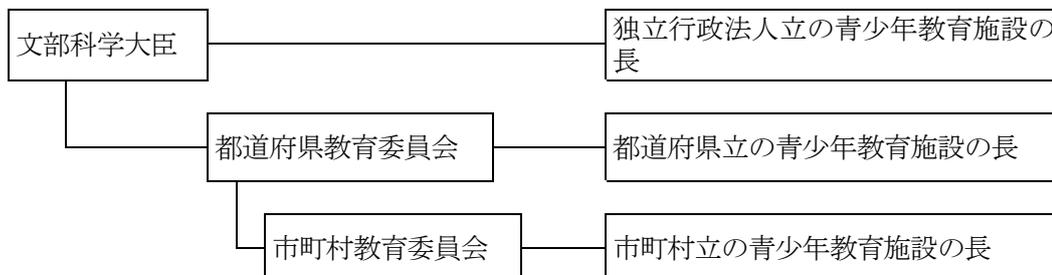
(3) 図書館調査票



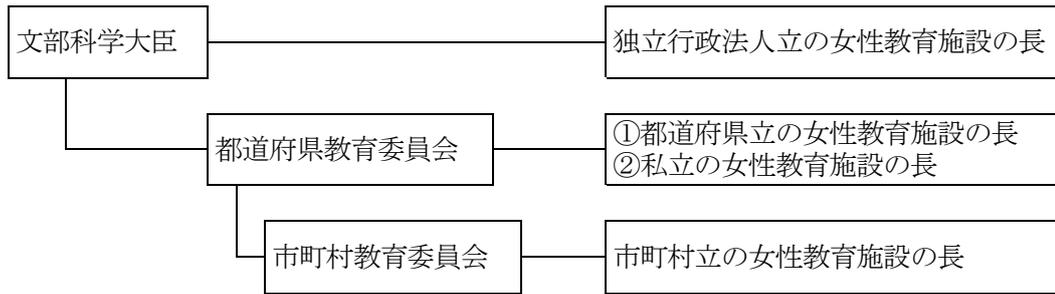
(4) 博物館調査票



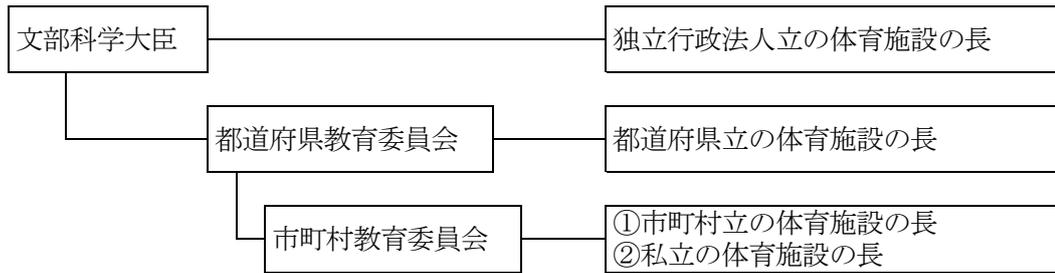
(5) 青少年教育施設調査票



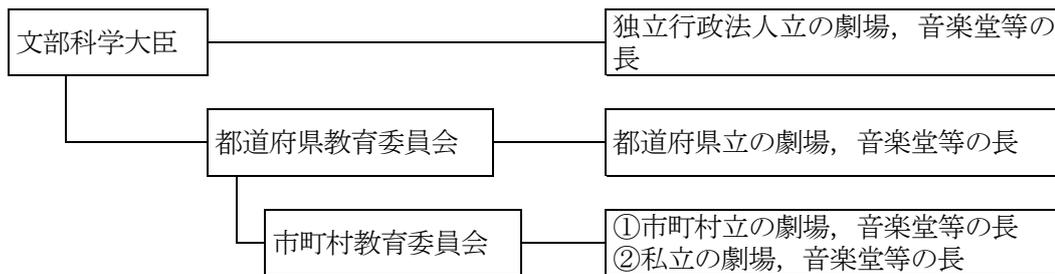
(6) 女性教育施設調査票



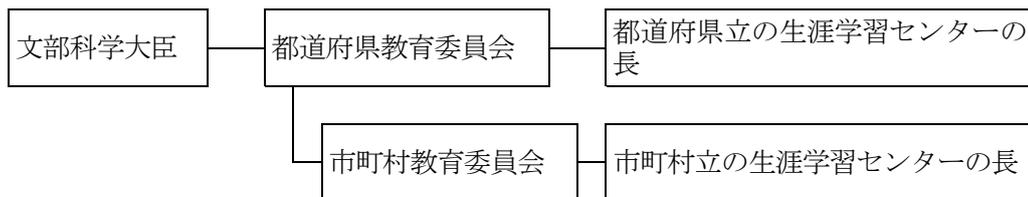
(7) 体育施設調査票



(8) 劇場、音楽堂等調査票



(9) 生涯学習センター調査



4 調査票の配布・提出及び提出期日等

- (1) 調査票の配布・提出は、次のとおりとする。
  - ア 文部科学大臣は、直接又は都道府県教育委員会若しくは市町村教育委員会を通じて、報告義務者に調査票を配布する。
  - イ 報告義務者は、調査票の配布及び収集の系統に従って、文部科学大臣、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に調査票を提出する。
- (2) 報告義務者が調査票を提出する期日は次のとおりとする。
  - ア 文部科学大臣に直接調査票を提出する者 …………… 平成27年12月10日
  - イ 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会に調査票を提出する者 …………… 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日
- (3) 市町村教育委員会は、報告義務者から提出された調査票を審査・整理し、これらの調査票と自ら作成した調査票を都道府県教育委員会が定める期日までに都道府県教育委員会に提出する。
- (4) 都道府県教育委員会は、報告義務者及び市町村教育委員会から提出された調査票を審査・整理し、これらの調査票と自ら作成した調査票を、平成27年12月10日までに文部科学大臣に提出する。

## 5 オンライン調査システムによる報告

- (1) 調査票の提出は、政府統計共同利用システム（以下、「オンライン調査システム」という。）を使用して行うことができる。
- (2) オンライン調査システムによって調査票の提出をしようとする者は、あらかじめ、施設名、電話番号等その他必要な事項をオンライン調査システムにより届け出るものとする。
- (3) オンライン調査システムによる調査票の提出については、文部科学省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時をもって、調査票の取集の系統に従い、文部科学大臣又は都道府県教育委員会に提出されたものとみなす。
- (4) オンライン調査システムによる電子調査票の提出を廃止する者は、別紙様式により文部科学大臣に届け出るものとする。

## ◎ 本年度調査の変更点

統計名称「社会教育調査」が「社会教育統計」に変更されたため、中間報告、報告書の名称を、それぞれ「平成27年度社会教育統計中間報告（社会教育調査の結果中間報告）」、「平成27年度社会教育統計（社会教育調査報告書）」に変更。

### 1 社会教育行政調査票

- ・調査事項「4 教育委員会事務局の社会教育関係職員数」の区分について、「課長」の「うち社会教育主事の資格を有する者」の内数として「うち発令者」を、「その他の職員（事務職員等）」の内数として「社会教育主事の資格を有する職員」を、それぞれ追加。
- ・調査事項「5（1）社会教育員数」の区分として、「その他条例で定める者」を追加。
- ・調査事項「6 社会教育関係指導員数」の区分として、「（2）体育指導委員」を「（2）スポーツ推進委員」に変更。
- ・調査事項「7 関係法人数」に関する回答欄を削除。
- ・調査票3-1の調査事項「7 情報提供方法」及び調査票3-2の調査事項「3（4）情報提供方法」欄の選択肢の「情報システムネットワーク」を「情報ネットワーク（ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディア）」に、「ポスター・パンフレット」を「機関紙、ポスター、パンフレット等」にそれぞれ変更。

### 2 公民館調査票

- ・調査事項「6 設置者」中、選択肢「5 一般社団法人・一般財団法人（特例民法法人を含む。）」を「5 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人」に変更。
- ・調査事項「7 指定管理者の相手先」中、選択肢「3 地縁による団体（自治会、町内会等）を指定」を追加し、選択肢「3 一般社団法人・一般財団法人（特例民法法人を含む。）」を指定を「4 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人を指定」に変更。
- ・調査事項「8 職員数」中、合計欄の内数として「うち社会教育主事の資格を有する者」を追加。
- ・調査事項「9 職員に対する研修の実施の有無」の選択肢として「6 民間（企業等）」及び「7 社会教育に関係する団体」を追加。
- ・調査事項「12（6）施設・設備の有無」の選択肢として「⑦ 調理室」を追加。
- ・調査事項「（8）受動喫煙防止のための対策の方法」について、選択肢の表現を適正化。
- ・調査事項「11 公民館運営審議会等の設置状況」で、「1」を選択した場合の区分として「その他条例で定める者」を追加。また、その注記について「特例民法法人を含む。」を削除し、「公益社団法人・公益財団法人」を追加。
- ・調査事項「14 利用状況（平成26年度間）」の各区分の表記に「延べ」の文言を追加。
- ・調査事項「15（5）情報提供方法（複数回答可）」の選択肢について、「1 情報システムネットワーク」を「1 情報ネットワーク」に、「3 機関紙（パンフレット）等」を「3 機関紙、ポスター、パンフレット等」にそれぞれ変更し、「6 学習相談」を追加。「1 情報ネットワーク」を選択した場合の選択肢の「施設独自のホームページ開設の有無を回答」を削除し、「情報提供方法（複数回答可） a ホームページ、b メールマガジン、c ソーシャルメディア」を追加。
- ・社会教育法の改正（平成20年6月11日施行）により、運営状況に関する評価が努力義務化されたことを踏まえ、調査事項「16 運営状況に関する評価の実施状況（平成26年度間）」を追加。
- ・耐震診断の有無及び避難所として指定されているか把握するため、調査事項「17 耐震診断の実施状況」を追加。

### 3 図書館調査票

- ・調査事項「6 設置者」中、選択肢「5 一般社団法人・一般財団法人（特例民法法人を含む。）」

を「5 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人」に変更。

- ・調査事項「7 指定管理者の相手先」中、選択肢「3 地縁による団体（自治会、町内会等）を指定」を追加し、選択肢「3 一般社団法人・一般財団法人（特例民法法人を含む。）を指定」を「4 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人を指定」に変更。
- ・調査事項「10 職員に対する研修の実施の有無」の選択肢として、「7 民間」及び「8 社会教育に係る団体」を追加。
- ・調査事項「(8) 受動喫煙防止のための対策の方法」について、選択肢の表現を適正化。
- ・調査事項「13 資料の状況」について、「図書の日本10進分類等別冊数の構成比(%、小数点以下四捨五入)」を「図書の日本10進分類等別冊数(冊)」に変更し、記入桁数を4桁増加させる。「録音図書等の保有数」に「大活字本(冊)」の区分を追加し、新たな区分として「利用可能な電子書籍のタイトル数(タイトル)」及び「利用可能なデータベースの種類数(種)」を追加。
- ・調査事項「15(4) 図書資料の図書館間相互貸借の実施状況」中、選択肢「5 一般社団法人・一般財団法人（特例民法法人を含む。）」を「5 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人」に変更。
- ・調査事項「15(8) 情報提供方法（複数回答可）」の選択肢について、「1 情報システムネットワーク」を「1 情報ネットワーク」に、「3 機関紙（パンフレット）等」を「3 機関紙、ポスター、パンフレット等」にそれぞれ変更し、「1」を選択した場合の選択肢の「施設独自のホームページ開設の有無を回答」を削除し、「情報提供方法（複数回答可）a ホームページ、b メールマガジン、c ソーシャルメディア」を追加。
- ・社会教育法の改正（平成20年6月11日施行）により、運営状況に関する評価が努力義務化されたことを踏まえ、調査事項「16 運営状況に関する評価の実施状況（平成26年度間）」を追加。

#### 4 博物館調査票

- ・調査事項「7 設置者」中、選択肢「8 地方独立行政法人」を追加し、「8 一般社団法人・一般財団法人（特例民法法人を含む。）」を「9 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人」に変更。
- ・調査事項「9 指定管理の相手先」中、選択肢「3 地縁による団体（自治会、町内会等）を指定」を追加し、選択肢「3 一般社団法人・一般財団法人（特例民法法人を含む。）を指定」を「4 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人を指定」に変更。
- ・調査事項「11 職員に対する研修の実施の有無」の選択肢として、「6 民間（企業等）」及び「7 社会教育に係る団体」を追加。
- ・調査事項「(8) 受動喫煙防止のための対策の方法」について、選択肢の表現を適正化。
- ・調査事項「16(3) 入館者総数」及び「うち特別展」について、記入単位を「千人」から「人」に変更し、記入桁数を3桁増加。
- ・調査事項「(5) 民間社会教育事業者との連携・協力の状況」の注記について「特例民法法人を含む。」を削除し、「公益社団法人・公益財団法人」を追加。
- ・調査事項「16(7) 情報提供方法（複数回答可）」の選択肢について、「1 情報システムネットワーク」を「1 情報ネットワーク」に、「3 ポスター・パンフレット」を「3 機関紙、ポスター、パンフレット等」にそれぞれ変更し、「6 学習相談」を追加。また、「1」を選択した場合の選択肢の「施設独自のホームページ開設の有無を回答」を削除し、「情報提供方法（複数回答可）a ホームページ、b メールマガジン、c ソーシャルメディア」を追加。
- ・社会教育法の改正（平成20年6月11日施行）により、運営状況に関する評価が努力義務化されたことを踏まえ、調査事項「16 運営状況に関する評価の実施状況（平成26年度間）」を追加。

#### 5 青少年教育施設調査票

- ・調査事項「8 指定管理の相手先」中、選択肢「3 地縁による団体（自治会、町内会等）を指定」を追加し、選択肢「3 一般社団法人・一般財団法人（特例民法法人を含む。）を指定」を「4 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人を指定」に変更。
- ・調査事項「(8) 受動喫煙防止のための対策の方法」について、選択肢の表現を適正化。
- ・調査事項「14(5) 情報提供方法（複数回答可）」の選択肢について、「1 情報システムネットワーク」を「1 情報ネットワーク」に、「3 機関紙（パンフレット）等」を「3 機関紙、ポスター、パンフレット等」にそれぞれ変更。また、「1」を選択した場合の選択肢の「施設独自のホームページ開設の有無を回答」を削除し、「情報提供方法（複数回答可）a ホームページ、b メールマガジン、c ソーシャルメディア」を追加。
- ・社会教育法の改正（平成20年6月11日施行）により、運営状況に関する評価が努力義務化されたことを踏まえ、調査事項「16 運営状況に関する評価の実施状況（平成26年度間）」を追加。

## 6 女性教育施設調査票

- ・調査事項「5 設置者」中、選択肢「6 一般社団法人・一般財団法人（特例民法法人を含む。）」を「6 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人」に変更。
- ・調査事項「7 指定管理の相手先」中、選択肢「3 地縁による団体（自治会、町内会等）を指定」を追加し、選択肢「3 一般社団法人・一般財団法人（特例民法法人を含む。）」を指定」を「4 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人を指定」に変更。
- ・調査事項「（8）受動喫煙防止のための対策の方法」について、選択肢の表現を適正化。
- ・調査事項「13（6）情報提供方法（複数回答可）」の選択肢について、「1 情報システムネットワーク」を「1 情報ネットワーク」に、「3 機関紙（パンフレット）等」を「3 機関紙、ポスター、パンフレット等」にそれぞれ変更し、「6 学習相談」を追加する。また、「1」を選択した場合の選択肢の「施設独自のホームページ開設の有無を回答」を削除し、「情報提供方法（複数回答可）a ホームページ、b メールマガジン、c ソーシャルメディア」を追加。
- ・社会教育法の改正（平成20年6月11日施行）により、運営状況に関する評価が努力義務化されたことを踏まえ、調査事項「16 運営状況に関する評価の実施状況（平成26年度間）」を追加。

## 7 体育施設調査票

- ・調査事項「5 設置者」中、選択肢「5 一般社団法人・一般財団法人（特例民法法人を含む。）」を「5 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人」に変更。
- ・民間体育施設の調査事項を簡略化し、設置者が（公立以外）の施設は、調査事項「9（2）～10、11（2）～12」を回答不要とし、その旨の注意書きを追加する。
- ・調査事項「7 指定管理者の相手先」中、選択肢「3 地縁による団体（自治会、町内会等）を指定」を追加し、選択肢「3 一般社団法人・一般財団法人（特例民法法人を含む。）」を指定」を「4 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人を指定」に変更。
- ・調査事項「9（1）施設の種類の「施設の開設状況（平成26年度間）」について、「年間利用者数」の記入単位を「千人」から「人」に変更。
- ・調査事項「（8）受動喫煙防止のための対策の方法」について、選択肢の表現を適正化。
- ・調査事項「（2）民間社会教育事業者との連携・協力の状況（（1）の再掲）」民間体育施設の調査事項を簡略化するため、回答範囲の説明「（公立の施設のみ回答）」を削除する。
- ・調査事項「11（4）情報提供方法（複数回答可）」の選択肢について、「1 情報システムネットワーク」を「1 情報ネットワーク」に、「3 機関紙（パンフレット）等」を「3 機関紙、ポスター、パンフレット等」にそれぞれ変更し、「1」を選択した場合の選択肢の「施設独自のホームページ開設の有無を回答」を削除し、「情報提供方法（複数回答可）a ホームページ、b メールマガジン、c ソーシャルメディア」を追加。
- ・社会教育法の改正（平成20年6月11日施行）により、運営状況に関する評価が努力義務化されたことを踏まえ、調査事項「16 運営状況に関する評価の実施状況（平成26年度間）」を追加。

## 8 劇場、音楽堂等調査票

- ・平成24年6月に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行され、調査対象施設の法的位置づけが整備されたことから、調査票の名称を「文化会館調査票」から「劇場、音楽堂等調査票」に変更。
- ・調査事項「7 指定管理の相手先」中、選択肢「3 地縁による団体（自治会、町内会等）を指定」を追加し、選択肢「3 一般社団法人・一般財団法人（特例民法法人を含む。）」を指定」を「4 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人を指定」に変更。
- ・調査事項「8 職員数」の区分「その他の職員」の内数として「うち技術職員」を追加。
- ・調査事項「（8）受動喫煙防止のための対策の方法」について、選択肢の表現を適正化。
- ・調査事項「12（1）主催・共催事業の実施状況」中「ホール」及び「ホール以外」の各区分について、「その他」を「講演会、講習会、映写会等」、「講演会、講習会、実習会等」にそれぞれ変更。
- ・調査事項「（3）共催相手（複数回答可）（（1）の再掲）」の選択肢「1 他の文化会館」について、平成24年6月に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行され、調査対象施設の法的位置づけが整備されたことから、施設名称を変更する。
- ・調査事項「12（4）情報提供方法（複数回答可）」の選択肢について、「1 情報システムネットワーク」を「1 情報ネットワーク」に、「3 機関紙（パンフレット）等」を「3 機関紙、ポスター、パンフレット等」にそれぞれ変更し、「1」を選択した場合の選択肢の「施設独自のホームページ開設の有無を回答」を削除し、「情報提供方法（複数回答可）a ホームページ、b メールマガジン、c ソーシャルメディア」を追加。
- ・社会教育法の改正（平成20年6月11日施行）により、運営状況に関する評価が努力義務化されたことを踏まえ、調査事項「16 運営状況に関する評価の実施状況（平成26年度間）」を追加。

## 9 生涯学習センター調査票

- ・調査事項「7 指定管理の相手先」中、選択肢「3 地縁による団体（自治会、町内会等）を指定」を追加し、選択肢「3 一般社団法人・一般財団法人（特例民法法人を含む。）を指定」を「4 一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人を指定」に変更。
- ・調査事項「（8）受動喫煙防止のための対策の方法」について、選択肢の表現を適正化。
- ・調査事項「9（8）施設・設備の有無」の選択肢として、「⑦ 調理室」を追加。
- ・調査事項「12 利用状況（平成26年度間）」の各区分の表記に「延べ」の文言を追加。
- ・「（5）学習成果の評価の実施の有無」について、説明文の表現を適正化。
- ・調査事項「13（8）情報提供方法（複数回答可）」の選択肢について、「1 情報システムネットワーク」を「1 情報ネットワーク」に、「3 機関紙（パンフレット）等」を「3 機関紙、ポスター、パンフレット等」にそれぞれ変更し、「1」を選択した場合の選択肢の「施設独自のホームページ開設の有無を回答」を削除し、「情報提供方法（複数回答可）a ホームページ、b メールマガジン、c ソーシャルメディア」を追加。
- ・社会教育法の改正（平成20年6月11日施行）により、運営状況に関する評価が努力義務化されたことを踏まえ、調査事項「16 運営状況に関する評価の実施状況（平成26年度間）」を追加。

### ○調査の実施時期について

本調査の周期は3年であり、本来は平成26年度に実施予定であったところ、平成25年度の中央教育審議会において、社会教育を含め地方教育行政の在り方についての審議が行われ、その結論次第では教育委員会制度が大きく変わる可能性があったため、1年延期して平成27年度に実施。